

コロナ禍における物価高騰等 支援策ガイドブック

コロナ禍における
物価高騰等緊急経済対策
(2022. 7. 1決定)

北海道
2022. 8. 15時点版

コロナ禍における物価高騰等支援策ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

目次

第1章 エネルギー・原材料・食料品等安定供給対策

ページ

1. エネルギーの効率的利用に向けた省エネルギーの取組を支援	
(1) 先駆的な省エネの取組を支援（省エネルギー促進総合支援事業）	3
(2) 道内ものづくり産業の脱炭素化・DX化を支援	
（ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業）	4
（ものづくり産業分野人材確保支援事業）	5
2. 食料・原材料等の国内原料の切替、価格高騰対策	
(1) 林業事業者の原木生産に要する掛かり増し経費の支援（原木生産支援事業）	6
(2) 製材工場における建築材の増産に要する経費の支援（建築材供給拡大支援事業）	7

第2章 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 事業継続に向けた支援	
(1) 道内事業者等事業継続緊急支援金	8
(2) コストアップに対応する中小企業者向け融資制度	9
(3) 専門家の派遣（中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業）	10
(4) 繁忙期の短期的な人材の確保を支援（道外人材確保緊急支援事業）	11
(5) 中小企業経営相談室	12
2. 社会経済情勢の変化に対応した新たな挑戦への支援	
(1) 新分野・新市場等への進出等新たな取組のために必要な経費を補助	
（中小企業競争力強化促進事業）	13
（中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金）	14
(2) 北海道どさんこプラザを活用した販路開拓支援（マーケティング支援制度）	15
(3) 海外への販路開拓を支援	
（米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業）	16
（中国の新たな市場をターゲットにした動産食品販路拡大事業）	17
（リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業）	18
（SDGsなど世界共通課題の解決に取り組む海外展開企業支援事業）	19
(4) 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業	20

第2章 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

3. 需要喚起・消費喚起による経済活動の活性化	
(1) ほっかいどう認証店応援キャンペーン	21
(2) ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン	22
(3) 道産食品消費喚起対策事業費（プレミアム付どさんこ商品券ほか）	23

第3章 コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援	
(1) 生活困窮者への支援の充実・強化（生活困窮者自立支援事業）	24
(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	25
(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等	26

省エネルギー促進総合支援事業

事業概要

省エネに向けた取組を促進するため、セミナー等による普及啓発や先駆的な省エネの取組に対し支援を行う。

制度概要

	内容	備考
省エネセミナー	省エネ意識や行動の定着、省エネ設備の普及などを図るため、道内6カ所で、事業者や道民を対象にしたセミナーを開催	電力需要が集中する時期（夏期、冬期）に節電を促すリーフレットを作成・配布
導入促進 (補助)	【1. 省エネルギー設備導入計画等作成支援事業】 省エネ導入の初期段階・計画段階（アドバイザー、計画設計等）を支援	事業主体：民間事業者等 補助率：1/2以内 上限額：1,000千円
	【2. 省エネルギー設備導入支援事業】 省エネ導入の段階（設備導入、工事費等）を支援	事業主体：民間事業者等 補助率：1/2以内 上限額：10,000千円

※上記1及び2の補助事業について

- ・申請 事業計画書の提出が必要になります。
＜申請先＞ 北海道経済部環境・エネルギー局
環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
(〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目、電話011-204-5319)
- ・公募期間 令和4年(2022年)7月29日まで
※さらなる追加公募を予定しています(なお、応募状況や予算額により、募集を打ち切る場合があります)
- ・URL 交付要綱、公募案内、事業計画書などは、
1. の補助事業 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107863.html>
2. の補助事業 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107905.html>
以上のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・備考 対象者や対象事業にはそれぞれ要件がありますので、詳しくは、上記のURLをご参照ください。

【お問合せ先】

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
TEL: 011-204-5319

ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業

道内ものづくり産業の生産性向上及び競争力強化のため、脱炭素化・DX化を支援します。

制度概要

【ものづくり企業の脱炭素・DX推進セミナー・相談会の開催】

ものづくり企業の脱炭素・DXを推進するためのセミナーと個別相談会（予約制）を開催します。

- ・デジタル化を進めたいけれど何から始めれば良いのかわからない・・・。
 - ・取引先から二酸化炭素排出量の算定を求められるかもしれない・・・。
- など、ものづくり企業の皆様の課題に対し、先進事例の紹介や専門家による相談対応により対応します。

（場所）札幌市内

（回数）脱炭素、DX推進それぞれ1回

（開催時期） 2022年11月（予定）

【ものづくり企業への専門家派遣】

脱炭素化やデジタル化の課題を抱える企業に専門家を派遣します。

- ・製造現場をデジタル化して省力化を図りたい。
- ・二酸化炭素排出量の削減計画を作成したい。

など、企業の皆様の課題に対応する専門家を派遣します。

（対象）10社程度

（回数）1社3回程度

申込先 ノーステック財団 黒澤、堀内 電話011-792-6119

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

ものづくり産業分野人材確保支援事業

ものづくり産業における人材の確保・定着、技術力向上や雇用の拡大を図るため、専門家の派遣や技術者向けのセミナーを実施します。

制度概要

【自動車関連産業等の新分野参入に向けた専門家の派遣】

自動車関連産業や食関連産業等への参入に必要なQCD（品質向上・コスト低減・納期短縮）に対応するための生産管理技術や企画提案力の強化等、企業の個々の課題に応じた専門家を派遣し、解決に向けた取組をきめ細かく支援します。

（対象）15社程度

（回数）1社8回程度

申込先 （一社）北海道機械工業会 電話011-221-3375

【技術者向けセミナーの開催】

ものづくり企業の技術系人材の育成に向けて、IoTやDXなどのデジタル化による省力化セミナーなどを道総研ものづくり支援センターで開催します。

研修・セミナー名（開催予定）		開催回数
DX	ものづくり企業のためのDX導入推進講座	1回（8月頃）
AI	AI技術活用促進オンラインセミナー	全2回（12月、1月）
IoT	IoT活用研修	全2回
	電磁波応用技術セミナー	全2回（9月、11月）
ものづくり 3Dデジタル	3Dデジタルコンテンツ研修	全4回（8月、9月）
	3Dデジタル造形研修	全4回（8月～11月）
セキュリティ	情報セキュリティ研修	1回
	セキュアソフトウェア開発研修	1回
ロボット	ロボットSler育成研修	全4回
	生産性向上ロボット導入・活用セミナー	1回

申込先 道総研 ものづくり支援センター 電話011-747-2337

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

道産木材供給拡大緊急対策事業（原木生産支援事業）

ロシア産材の禁輸措置等を踏まえ、道産木材の安定供給を図る必要があることから、林業事業体の原木生産に要する燃油高騰分の掛かり増し経費について支援金を交付します。

制度概要

交付対象者

北海道林業事業体登録制度に登録している事業体で、道内において原木生産を行った者を対象とします。

交付対象となる原木生産

令和4年4月1日以降、原木生産を行い、令和5年2月15日までの期間に実績報告が可能なもので、原木生産に係る経費について、国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない、若しくは、今後受ける見込みがないものを対象とします。

※国等から原木生産を請け負う場合は対象とはなりません。

支援する金額

原木生産量に 1 m^3 あたり75円を乗じて得た額
原木生産量(m^3) \times 75円

※ただし、申請期間内に申請額が予算額を超過した際には、支援金額を減額する場合があります。



事業詳細につきましては、下記までお問合せください。

申請方法

申請期間…令和4年7月31日(日)まで

提出書類…①交付申請書

②事業計画書

③誓約書

※詳細は申請先のホームページをご覧ください。

申請先(受付窓口)

(森林組合の方)…北海道森林組合連合会

(森林組合以外の林業事業体の方)

…北海道木材産業協同組合連合会

提出方法…郵送または持参

・郵送の場合は、当日(7/31)消印有効

終了

※7月31日までの申請受付は終了しました。

追加申請の受付については、現在調整中です。詳細につきましては、決まり次第、下記お問合せ先のホームページにてお知らせします。

お問合せ先

(森林組合の方) 北海道森林組合連合会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1番地9

TEL (011) 621-4293

<https://www.doshinren.or.jp>

(森林組合以外の林業事業体の方) 北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館3F

TEL (011) 251-0683

<https://doumokuren.jp/>

道産木材供給拡大緊急対策事業（建築材供給拡大支援事業）

ロシア産材の禁輸措置等に伴い、道産木材を活用した建築材の安定供給を図る必要があるため、新たに締結した安定取引に関する協定等に基づき建築材を生産した者に対し、建築材の生産により掛かり増しになる経費について支援金を交付します。

制度概要

交付対象者

道内に原木を製材する工場を有し、令和3年度に梱包材等の製材を生産、出荷した実績のある者とします。

交付対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに交付対象となる建築材を出荷したもので、令和5年2月15日までに納品が確認できる書類を提出できるものとします。

交付対象となる建築材

プレカット工場、工務店又は住宅メーカー等との建築材の安定取引に関する協定等に基づき出荷した製材並びに集成材、CLT及び床材等の原板として使用する木製品で、かつ、合法木材であることを証明できるものとします。

申請方法

提出書類・・・申請先のホームページで公表します

申請先・・・北海道木材産業協同組合連合会

提出方法・・・郵送または持参

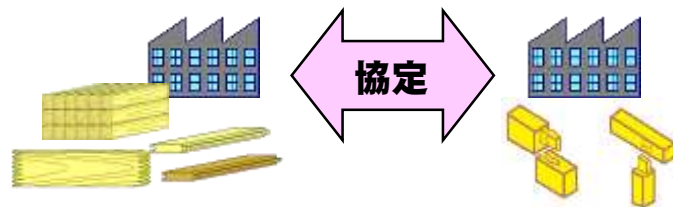
安定取引に関する協定について

令和4年4月1日以降に締結した建築材の安定取引に係る協定書、覚書、確認書等で、令和5年1月31日以降も複数年度に渡り効力を有するものとします。

協定等の締結者は、建築材を出荷する交付対象者と建築材を受け入れるプレカット工場等とします。このほか、原木の安定供給に関わる素材生産事業者や木材流通事業者等が参加し、3者以上により締結された協定等も認めます。

また、協定等には次の事項が記載されているものとします。

- (1) 協定等の締結日及び協定等の有効期間
- (2) 協定等の締結者・代表者の職氏名
- (3) 出荷量
- (4) 出荷品目・品種等



支援する金額

建築材出荷量1㎡当たり 3千円

事業詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問合せ先

北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館3F

TEL (011) 251-0683

<https://doumokuren.jp/>

道内事業者等事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆さまの事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

支援金を受給できる要件（給付要件）

次の2つの要件をどちらも満たしている必要があります。

要件①（売上要件）

2021年11月～2022年10月までの
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で20%以上減少



要件②（原材料等コスト要件）

2021年11月～2022年10月までの
いずれかの月に購入した原材料等の単価が
2020年11月～2021年10月までの
いずれかの月の単価よりも増加

給付額

中小・小規模事業者: 10万円
個人事業者 : 5万円

※事業継続緊急支援金は
事業者単位での給付。

〔店舗などの事業所単位ではありません
ので、ご注意ください。〕

受付期間

2022年7月27日(水)～2022年10月31日(月)

ご注意ください

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です。

- 給付対象者は、中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等です。
 - ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
 - ・2022年7月20日(水)現在で、法人の場合は本店(本社)所在地が、個人事業者の場合は住所が道内であること
- 給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。
- 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、4週間程度を要する見込みです。
(申請に不備のあった場合は、4週間以上かかることがあります。)
- 申請は、WEB経由での電子申請と郵送による申請が可能です。
電子申請は、下記「お問い合わせ先」の専用ホームページから手続きを行うことができます。

【お問い合わせ先】

●コールセンター 011-350-6711
(受付時間：平日 8:45～17:30)

●専用ホームページURL <https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>



コストアップに対応する中小企業者向け融資制度のご案内

北海道では、原材料などの価格高騰により経営に影響を受けている中小企業者向けの融資をご用意しております。

制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融資対象	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資金用途	事業資金	1・2：運転資金のみ 3：設備資金のみ
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	【固定金利】年1.1%～年1.7% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.0%～年1.2% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.0% （融資期間が3年を超える場合選択可）

【道の融資制度は以下の金融機関で取り扱っています】

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

制度の詳細は

北海道 制度融資

検索

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346 または各（総合）振興局商工労働観光課・小樽商工労働事務所まで

専門家派遣のご案内 (中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)

コロナ禍で経営に影響を受けている道内中小・小規模事業者の皆さんを対象に、それぞれの経営課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

制度概要



お困りでは
ありませんか？

- ポストコロナに向けた事業再構築を検討している
- 販路を拡大したい
- 補助金の申請を支援してほしい
- 資金繰りや融資の返済について相談したい
- 事業承継を考えているがどうしたらいいかわからない

など

専門家が
お伺いします！

中小企業診断士を中心に、公認会計士や社会保険労務士など、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。

- 中小企業診断士とは
中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家で、国家資格を持っています。

無料で
助言・指導

専門家が無料で助言・指導を行います。
ご要望があれば、オンラインでの対応も可能です。

それぞれの課題に応じたアドバイスで、新型コロナウイルスで影響を受けている事業者の皆さまに寄り添い、事業活動の維持・継続を支援します。

受付期間

令和4年(2022年)4月4日から
令和5年(2023年)2月上旬(予定)

お申込み

【WEB】URL又はQRコードからホームページにアクセスしてください。

<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

【TEL】0800-800-2551(フリーダイヤル)
受付は平日9:00~17:00、専門家常駐

【FAX】011-231-1388



このチラシが
目印です

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター TEL: 0800-800-2551
北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係 TEL: 011-204-5331

道外人材確保緊急支援事業『今こそサマチャレ北海道』



事業概要

北海道以外に在住の方が、宿泊や飲食など、この夏場に人手不足が深刻となる業種の北海道内の事業所において短期就労した場合に、**道外在住者**に最大**20万円**（奨励金10万円+移動費実費（上限10万円））、**道内事業所**に**10万円**を支給します【1回限り】

Step1. 人手不足が深刻な業種の企業のみなさま（求人広告・事業周知）

道外在住の方を対象に求人情報誌などで募集「道外人材確保緊急支援事業対象」など、事業周知も募集にあわせて行ってください。

Step2. 北海道で短期就労したい北海道外在住の方（応募・面接）

求人情報誌などの求人に応募、オンラインで面接するなどして採用決定！

Step3. 採用後、北海道で10日以上短期就労（奨励金等の申請）

北海道内の事業所で3週間につき10日以上就労、就労した方と事業所が関係書類とともに奨励金等を申請。



奨励金等支給要件

- 北海道内事業所
対象産業（宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）に属する事業を行う常時使用する従業員の数が50人（宿泊業にあっては100人）以下の道内に本店（個人事業主は住所）若しくは主たる事務所・事業所がある法人・個人で、下記の道外在住者を対象職種で直接雇用し、短期就労させた事業所（※道外在住の方を求人する際に事業周知も必要です）
- 北海道外在住者
住所・居所が北海道以外の方で、上記の道内事業所に直接雇用され、対象職種（商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、その他の保安職業、製品製造・加工処理、運搬の職業、清掃の職業）で短期就労した方

●短期就労

- 次の両方の条件を満たす必要があります。
- ①令和4年7月1日から令和4年9月30日までに雇用期間が4か月未満で雇用
 - ②令和4年9月30日までに対象職種で、連続する3週間（21日間）の間に10日以上、かつ、60時間以上道内事業所で勤務

申請受付期間

令和4年7月20日 → 令和4年10月31日（消印有効）

注意

労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報します。この場合、支援金は支給されません。

申請手続き



【お問合せ先】

サマチャレ北海道コールセンター TEL：050-3665-7388
《受付時間：月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)》

今こそサマチャレ



中小企業経営相談室

中小企業等の持つ様々な経営課題に応じるため、各（総合）振興局に中小企業経営相談室を設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

制度概要

○各地域の相談先

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でも相談をお受けしております。

▼経営相談：経営支援係 011-204-5331

▼金融相談：金融係 011-204-5346

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

中小企業競争力強化促進事業

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者の皆様の、新分野・新市場等への進出のために必要な経費を補助します（公募は例年5月と8月頃に実施）。

制度概要

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加	1 / 2 以内	国内 100万円 国外 200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、DX等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費		60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的に支援します	300万円 500万円	

【注目情報】

DXの推進、ゼロカーボンへの対応、大規模事業所の再編、コロナ対策など社会経済情勢の変化に対応する重要な課題への取組を応援、次のように内容が充実しました。

- 市場対応型製品開発支援事業
「IT産業」の補助事業者は、ソフトウェア開発に要した人件費を「プログラム開発費」に参入可能
- コンサルタント等招へい事業
DX、ゼロカーボン等に精通したコンサルタント等の招へいが可能
- 産業人材育成支援事業（招へい）新設
競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むため講師を招いて行う研修会等への助成が可能

申請先 **（公財）北海道中小企業総合支援センター**

※補助要件はHPからご確認ください https://www.hsc.or.jp/news/2022fund_2nd_notice/

【お問合せ先】

（公財）北海道中小企業総合支援センター TEL 011-232-2001(代表)
URL: <http://www.hsc.or.jp>
北海道経済部産業振興課産業企画係 TEL 011-204-5311

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 (原油価格・物価高騰等影響枠)

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰等に伴う更なる経済環境の変化に対応するため、変革にチャレンジする道内の中小企業者等が行う、新分野展開や新商品開発、原材料コスト抑制等の取組、各種販売促進の取組など、新たな取組に係る経費の一部を補助します。

制度概要

対象者

中小企業者※1（フリーランス※2含む）及びNPO法人※3

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
- ※2 自身の収入を証明できるもの
- ※3 道内に主たる事務所を有するもの

売上要件

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して10%（付加価値額の場合は15%）以上減少していること。

対象となる取組

- 【経営改善枠】新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組、原材料コスト抑制等の取組
- 【販売促進枠】販路開拓や販促活動等の取組

申請区分・補助額・補助率等

下記申請区分のうち、いずれかを選択し申請

区 分	経営改善枠	販売促進枠
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野展開、事業転換、業種転換 ・新商品の開発または生産 ・新役務の開発または生産 ・商品の新たな生産または販売の方式 ・役務の新たな提供方式の導入 ・原材料コスト抑制等の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓等の取組 ・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円 ※デジタル技術を活用した原材料コスト抑制等に資する取組を含む場合、上限300万円	上限30万円
補助率	3/4以内	3/4以内

受付期間

2022年8月1日(月)～2022年9月9日(金) 当日消印有効

【お問合せ先】

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金事務局 TEL：011-797-0026
北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 TEL：011-204-5331

北海道どさんこプラザ マーケティング支援制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、マーケティングサポート催事制度、テスト販売制度、マーケティングアドバイザー制度を実施。

制度概要

1 マーケティングサポート催事制度

- 内容：どさんこプラザの催事スペースにて、1週間（原則）対面販売が可能。対面販売、観光PRなどで消費者の反応を直接確かめることが可能。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店
- 販売条件：手数料（売上の15%、ただし上限は札幌店は1箇所3万円/日、有楽町店・羽田空港店・あべのハルカス店は1万5千円/日）

2 テスト販売制度

- 内容：売れる商品づくりを支援するため、道内企業が製造・加工した新商品を店舗にて3～6ヶ月間試験的に販売が可能。販売終了後には、店舗から商品の評判や評価など今後の商品開発・改良に役立つアドバイスをフィードバック。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店、名古屋店、ミレニアウオーク店（シンガポール）、バンコク店（タイ）
- 販売条件：委託販売、手数料（国内：売上の18%、海外：国内希望小売価格の30%）、PL保険等の加入など

3 マーケティングアドバイザー制度

- 内容：道内企業の商品開発・販路拡大等に関する悩みについて、面談又は文書、電話等で食の専門家に無料で相談が可能。※相談者の相談場所までの旅費については企業負担。
- 実施場所：東京、札幌、名古屋

詳しくは下記ホームページを参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.html>

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業

米国市場への参入を目的とした実践的な研修会の開催、米国バイヤーとの商談会の開催、テスト販売を通じて、米国市場をターゲットにした道産食品の輸出促進に向けた取り組みを実施します。

制度概要

1 米国市場参入実践研修会の開催

米国への道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある企業を対象として、米国市場の現状や消費者ニーズ、米国への輸出手続きや輸出規制、オンライン商談における商品の売り込み方などのスキル獲得等について、初心者向けの研修会とワークショップを開催します。(8月下旬募集開始予定)

2 オンライン商談の実施

上記研修会に参加いただいた企業を中心に、オンライン商談を実施予定です。事前のサンプル送付や企業・商品の説明動画等の活用支援など、成約に向けた商談サポートも実施予定ですので、研修会への参加と併せてご検討ください。(8月下旬募集開始予定)

※取扱条件がありますので、希望される商品の全ての掲載・出品をお約束するものではありません。

3 道産食品のテスト販売の実施

上記研修会で学んだことを実践で活かせるよう、米国西海岸(カリフォルニア州)にある現地小売店等で、テスト販売を実施します。BtoCでの小ロット販売になりますので、米国での販売に関心がありましたら、ぜひご相談ください。(8月23日募集〆切)

※取扱条件がありますので、希望される商品の全てを販売できるわけではありません。

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係
TEL：011-204-5342

中国の新たな市場をターゲットとした道産品販路拡大事業

北海道の認知度が高く14億人の市場規模がある中国市場をターゲットに、道産品の定着と食を中心とした輸出額の増加に向け、講座や展示商談会、オンライン・オフラインでのテスト販売等の取組を実施します。

制度概要

1 中国市場向け輸出講座の開催(全5回)

中国のマクロ経済情勢、上海市や免税特区となる海南島の市場状況、輸出の諸規制、信用調査・知的財産、現地バイヤー目線での中国輸出戦略、マーケティング手法など、基礎情報から販路拡大に向けたスキルアップまで、全5回の講座を開催します。(8月24日一次募集〳切、〳切後は要相談)

2 中国EC市場でのテスト販売

中国最大のSNS“WeChat”上に開設されている道産品特販ECサイト“北海道館”でのテスト販売を実施します。

BtoCでの小ロット販売になりますので、中国での御社商品の始めの一步として、関心がありましたら、ぜひご相談ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全てを販売できるわけではありません。

3 SIAL上海(大型展示商談会)でのPR・商談

中国最大の食品見本市であるSIAL上海(12月7日～9日予定)に北海道ブースを出展する予定です。

上記の「1中国市場向け輸出講座」の参加企業様は、条件が合えば、頒布するカタログへの商品掲載、参加する輸出商社とのマッチング支援、会場での商品PRへのご参加を案内いたしますので、講座への参加と併せてご検討ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全ての出展をお約束するものではありません。

4 中国現地小売店舗でのテスト販売

中国都市部のショッピングモールや百貨店等で道産品フェア(テスト販売)を実施する予定です。

上記の「1中国市場向け輸出講座」の参加企業様は、条件が合えば、テスト販売にご参加いただけますので、講座への参加と併せてご検討ください。

※取扱条件がありますので、希望される商品の全ての出品をお約束するものではありません。

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係

TEL: 011-204-5342

道市連携海外展開推進事業費 (リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業費)

海外におけるリベンジ消費拡大に向け、ASEAN（シンガポール、タイ）・台湾・香港を対象に、札幌市と連携し、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用し、道産品（食品・化粧品・工芸品等）の海外展開を支援します。

制度概要

1 オンライン商談

道産品に関心を有するバイヤーとのオンライン商談を設定し、サンプル品送付や商談資料作成、通訳等の支援を行います。

- 対象市場:シンガポール、タイ、香港、台湾
- 実施時期:令和5年2月末までの間に随時個別オンライン商談を設定
- フォローアップ項目:継続商談の実施や輸出手続等を支援
- 留意事項:バイヤーが関心を示した際に商談実施となるため、参加しても商談に至らない場合あり。

(8月下旬以降募集開始予定)

2 輸出展開手法の検討

- 対象市場:シンガポール、タイ、香港、台湾
- 実施時期:令和4年9月～10月及び令和5年1月～2月を予定
- 実施予定内容:各市場の専門家を交え、現地ニーズを踏まえた輸出戦略・手法の検討を実施

(8月下旬以降募集開始予定)

3 民間事業者主催北海道フェア等の取組支援

- 実施予定内容:対象市場の現地事業者(フェア等を主催する百貨店、小売店、飲食店等)に対し、1, 2に参加した企業の道産品を提案し、道産品の実践販売の場を創出する

- 実施時期:令和5年2月末までの間に随時提案を実施

(8月下旬以降募集開始予定)

参考 関連HP(受託事業者公募情報)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/117860.html> (上記1及び3)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/117862.html> (上記2)

【お問合せ先】

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 事務局 (北海道経済部経済企画局国際経済課)

TEL:011-204-5342

道市連携海外展開推進事業費

(SDGsなど世界共通課題の解決に取り組む海外展開企業支援事業)

SDGsの趣旨を踏まえ、「ゼロカーボン北海道」や「デジタル先進地・北海道」の実現に向けASEAN、中国市場をターゲットに、札幌市と連携しながら道内企業が有する技術・ノウハウの海外展開を支援します。

制度概要

1 道内企業の募集・選定

脱炭素化やデジタル化に資する分野に係る技術やノウハウ、工業製品等を有し、海外企業への供与や海外企業の先進的な取組を取り込んでいきたいと考えている道内企業を広く募ります。(9月以降募集開始予定)

※選考がありますので、希望される全ての方が参加できるわけではありません。

2 PR動画の作成・プレゼンテーションのオンライン配信

上記1で選定した道内企業のPR動画を作成し、道内企業が自社の技術・ノウハウを対象国・地域の企業に対し紹介するプレゼンテーションのオンライン配信を実施します。

3 国際ビジネス商談の開催

上記1で選定した道内企業の海外展開を促進するため、道内企業と対象国・地域の企業との商談をオンラインで実施します。

4 商談後のフォローアップ

商談終了後、道内企業及び対象国・地域の企業に対しアンケートを実施し、商談が進みそうな道内技術等のフォローアップを図ります。

※商談後のフォローアップについては、予算の制約上、商談が進みそうな2社程度の企業に対して行うこととさせていただきます。

参考 関連HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/117421.html>

【お問合せ先】

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 事務局（北海道経済部経済企画局国際経済課）

TEL：011-204-5342

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業

不漁による影響に加え、コロナ禍の長期化等により、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

制度概要

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売（取付工事等を含む）等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和4年4月12日から令和5年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/109069.html>

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当：経営支援部 佐々木(貢)、加藤、浜田

TEL 011-232-2402(直通)

FAX 011-232-2011

URL <https://www.hsc.or.jp>

E-mail suisan@hsc.or.jp

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

飲食店利用促進支援事業 (ほっかいどう認証店応援キャンペーン)

第三者認証店を対象としたプレミアム付食事券（ほっかいどう認証店応援クーポン）を発行し、外食需要を喚起するとともに、感染対策が徹底されている飲食店の事業継続の下支えを図る。

制度概要

1 発行総額

35億円 [発行冊数：70万冊（紙クーポン：50万冊、電子クーポン：20万冊）]

2 販売額・額面

①販売額：**4,000円**

②額面：**5,000円**（プレミアム率：25%）

3 販売期間・利用期間

①販売期間：紙クーポン 令和4年8月1日(月)～令和4年11月30日(水)

電子クーポン 令和4年8月19日(金)～令和4年11月30日(水)

②利用期間：紙クーポン 令和4年8月1日(月)～令和5年1月31日(火)

電子クーポン 令和4年8月19日(金)～令和5年1月31日(火)

4 販売場所

①紙クーポン 全道の郵便局（約1200の郵便局のうち、**830局**（平日9:00～17:00））

②電子クーポン **専用ホームページ**

5 利用対象店舗

キャンペーンに参加した**第三者認証店**

専用ホームページ
QRコード



キャンペーンへの参加登録

①**専用ホームページからオンライン申請**により、随時、参加登録を受け付けています。
(期限：令和4年12月20日(火)) <https://hkd2022ninsho.jp/>

②登録情報に誤りがあった場合は、クーポンを利用した**飲食代金の振込等**で支障が出る可能性がありますので、**十分に内容を確認の上**、申請をお願いします。

認証を取得していない飲食店の皆様へ

①クーポンの利用対象店舗となるためには、**第三者認証を取得の上**、**キャンペーンへの参加登録が必要**です。

②通常、**第三者認証の取得には、一定の期間（7～10日）を要**します。

※認証の制度や取得についてはこちら【北海道飲食店感染防止対策認証制度HP】<https://do-safety.jp/>

その他特記事項

※紙クーポンの販売場所や利用対象店舗の詳細は、**専用ホームページにてお知らせ**しております。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、キャンペーンの内容を変更させていただく可能性があります。

【お問合せ先】

◆ほっかいどう認証店応援キャンペーン 参加店舗用お問い合わせセンター
TEL：011-350-5648（平日9:00～18:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課第三者認証担当
TEL：011-206-6197

交通事業者利用促進支援事業 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

制度概要

【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が販売する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等
＜割引相当額等＞

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

【事業実施期間】

令和2年7月～令和5年1月

【割引乗車券等の販売期間】

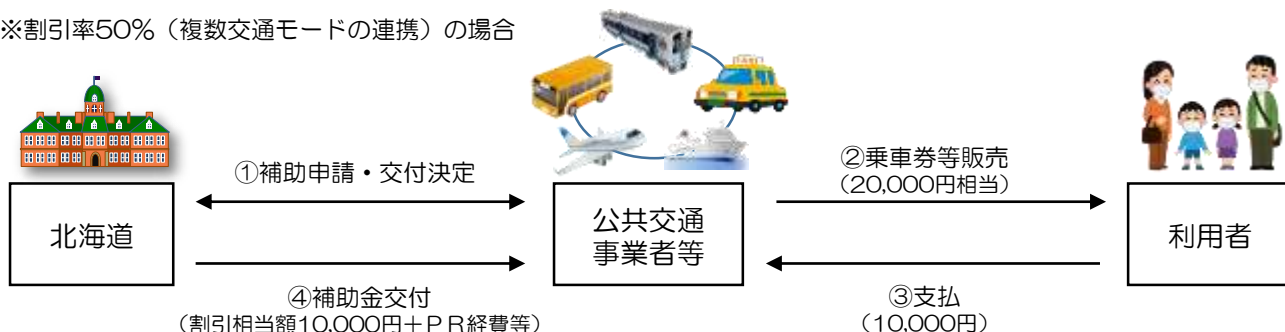
最長で令和4年12月末まで

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和5年1月末まで）

【事業スキーム】

※割引率50%（複数交通モードの連携）の場合



【お問合せ先】

北海道総合政策部交通政策局交通企画課
TEL：011-204-5333

道産食品消費喚起対策事業費

道産食品を扱うアンテナショップ等で利用可能なプレミアム付商品券の発行や地域フェアの開催、ネット通販、宅配サービスによる道産品の販売により、新型コロナに加え、原油・原材料価格高騰の影響を受ける道内事業者を支援するため道産食品の消費喚起を図る。

制度概要

1 プレミアム付どさんこ商品券

- 取扱店舗：北海道どさんこプラザ各店、「北海道の物産と観光展」会場（道外の百貨店31会場）や道内百貨店等
 - 内 容：1冊7,000円（1,000円×7枚）分を5,000円で販売（プレミアム2,000円）
 - 利用期間：令和4年8月13日～令和5年2月12日
 - 発売期間：令和4年8月13日～（取扱会場にて順次販売）
 - 発行冊数：150,000冊（最大）
- ※なお、北海道どさんこプラザ札幌店は、店舗内の工事に伴い9月26日から休業いたします。

2 地域フェアの開催

地域の幅広い事業者を支援するため、「北海道の物産と観光展」会場等において、地域産品の販売や観光や文化等の魅力を発信する地域フェアを開催。

3 通販割引販売

- 取扱店舗：どさんこプラザ47CLUB店（札幌店）、Yahoo!店、楽天店、「北海道の物産と観光展」会場百貨店の通販媒体等
- 内 容：道産食品を3割引で販売
- 実施期間：令和4年9月～令和5年2月
- 割引原資：2億3,100万円（最大）

4 宅配サービス販売

- 媒 体：トドック
- 内 容：道産品特集号を5回程度実施
- 実施期間：令和4年11月～令和5年2月

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により実施しています。

制度概要

1 自立相談支援事業

(1) 支援対象者

「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家賃を払えない」など、失業などで生活にお困りの方で生活保護を受給されていない方が対象となります。

(2) 支援内容

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金

(1) 制度概要

失業などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

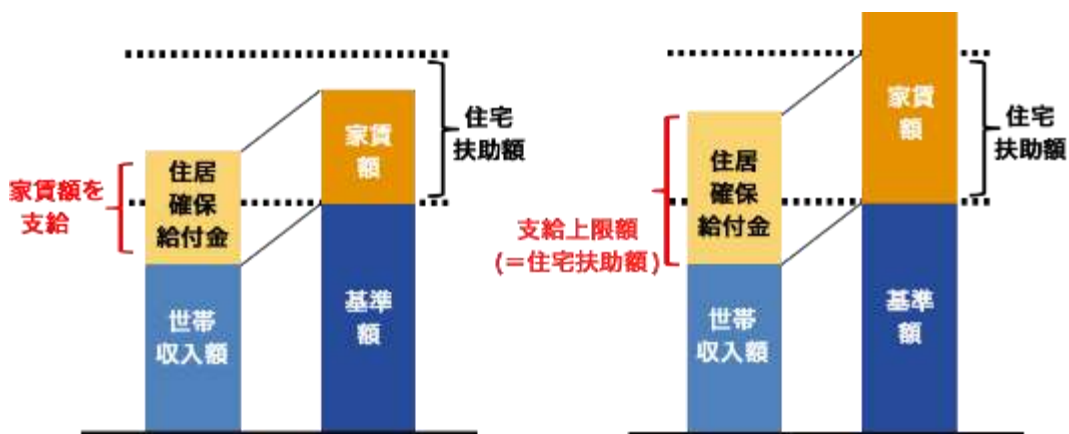
生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(2) 支給要件(以下の①～⑥の全てに該当する場合のみ対象です)

- ① 離職、廃業後2年以内であること、または個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職、廃業と同程度まで減少していること
- ② 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ③ 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ④ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ⑤ 他の類似給付等を受けていないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと

(3) 支給額

- 世帯収入額が基準額以下の場合 → 家賃額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)



- 世帯収入額が基準額を超える場合 → 基準額 + 家賃額 - 世帯収入額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)

【お問合せ先】

町村にお住まいの方は管内の道の振興局の、市にお住まいの方は各市の自立相談支援機関にご相談ください。詳しくは、「自立相談支援機関相談窓口一覧」をご覧ください。

道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/seikatsukonkyuu.html>

既に緊急小口資金及び総合支援資金（初回）まで終了し、特例貸付を利用できないものの、依然として生活に困窮している方々の生活再建を支援するため、対象となる世帯に対して支援金を支給します。

制度概要

1 支給対象世帯（以下の①～⑥の全てに回答する場合のみ対象です）

- ① 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を終了していること
- ② 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ③ 受給中、求職活動を行うこと
- ④ 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ⑤ 生活保護や職業訓練受講給付金を受給していないこと
- ⑥ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請をしていたり、暴力団員ではないこと

2 支給額・支給期間

世帯員数	月額の支給額	支給期間
単身世帯	6万円	3か月間
2人世帯	8万円	
3人以上世帯	10万円	

3 支給のための手続き

お住いの市町村ごとの申請窓口への申請が必要です。生活福祉資金特例貸付を借り終えた方に個別に申請手続きについて御案内をしております。

申請期限：令和4年8月31日

4 申請に必要な書類

- ① 支給申請書及び申請時確認書
- ② 住民票の写し
- ③ 総合支援資金（初回）等の終了の確認書類の写し
- ④ 収入関係書類
- ⑤ 金融資産関係書類
- ⑥ 生活保護関係書類（生活保護を申請中の方のみ）
- ⑦ 振込口座関係書類

【お問合せ先】

市部にお住まいの方 →各市の担当窓口もしくは厚生労働省コールセンター（0120-46-8030）
町村部にお住まいの方→北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 TEL：011-231-4111（内線 25-637）
道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/coronaiiritusienkin.html>

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国から「子育て世帯生活支援特別給付金」、道から「北海道子育て世帯臨時特別給付金」を支給します。

制度概要

(1) 支給対象者

- ① 低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ② その他低所得の子育て世帯
(令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯)

(2) 支給額

- ① 国の給付金 児童一人当たり 一律5万円
- ② 道の給付金 児童一人当たり 一律1万円

(3) 給付について

- ① 低所得のひとり親世帯
 - ・ 令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方については、申請不要で受け取ることができます。
(児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・ 直近で収入が減少した方、公的年金等を受給しているため令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は、申請が必要です。
- ② その他低所得の子育て世帯
 - ・ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税が非課税の方は、申請不要で受け取ることができます。
(児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・ 高校生のみ養育している世帯や直近で収入が減少した世帯等については、申請が必要です。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
TEL：011-206-6328